

理事、監事及び評議員等に対する報酬支給基準

[報酬の区分]

「理事長」

◎月額報酬

「役員等」※

◎日額報酬

[報酬の金額の算定方法]

「理事長」

◎施設長の給与月額を基本に1日当たりの額を算出するとともに、理事長の1か月平均来園数を勘案して算出

「役員等」

◎北見市の各専門委員の日額報酬及び北見地域介護認定審査会委員の日額報酬を勘案して算出

[支給の方法]

「理事長」

◎支給の時期 毎月21日

◎支給の手段 振込み

「役員等」

◎支給の時期 各会議の出席

◎支給の手段 現金支給

[支給の形態]

「理事長」並びに「役員等」

◎現金

※「役員等」とは、

◎社会福祉法人めぐみ会の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。